

－ 地域力の結集 －

# 大田区総合防災力強化検討委員会

## 報 告 書

平成 24 年 1 月 25 日

大田区総合防災力強化検討委員会



## はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災から、早 10 か月が経過しました。

改めて、震災の犠牲者への哀悼と被害を受けられた方へお見舞いを申し上げますとともに、被災地の復興に向けて奮闘ご尽力をいただく皆様への感謝と激励を申し上げます。大田区も引き続き、被災地の支援活動を行ってまいります。

さて、未曾有の被害をもたらした大震災は、被災地のみならず、区民生活にも多大な影響を与えるなど、大田区にも多くの教訓を投げかけるものでした。

この間、大田区では震災直後から区内被害への対応や帰宅困難者対策をはじめ、計画停電対応や被災地への人的・物的支援、放射能対策や電力需給逼迫対策など様々な取り組みを行ってまいりました。

首都直下型地震が現実的な課題となり、東海・東南海・南海連動地震への備えも必要となる今、私たちは、東日本大震災の教訓と一連の対応で培った経験を糧とし、大田区の総合防災力をよりいっそう強化するため、防災対策の抜本的な見直しを行う必要があると考えます。

この危機意識のもと、平成 23 年 7 月に大田区総合防災力強化検討委員会を設置しました。

検討委員会には、区内各分野の皆様にご委員として参画をいただき、明治大学大学院教授の青山侷委員長を中心に、大田区における災害対応のあり方について様々な角度から議論を深め、今後の方向性を検討していただきました。

さらに、平成 23 年 11 月以降は、報告書の素案をもとに区民意見公募手続（パブリックコメント）や区民説明会を実施いただき、より広く区民の皆様のご意見を伺い、その内容を反映して報告書を取りまとめていただいたところです。

今後は、この報告書を踏まえ、地域力を結集した大田区ならではの防災対策に区民の皆様とともに取り組み、総合防災力の強化に努めてまいります。

最後に、この間、ご多忙にも拘らず精力的にご審議をいただいた委員の皆様と様々な形でご意見やご提案をお寄せくださいました、多くの区民の皆様にご心より感謝申し上げます。

平成 24 年 1 月

大田区長 松原忠義

## 大田区総合防災力の強化について

『想定外』であった東日本大震災を契機として、一定の想定に基づき行われてきた防災対策は、抜本的な見直しを迫られることとなりました。

大田区の防災対策も例外ではありません。

現在、国や都において、東日本大震災を踏まえ、新たな被害想定を検討しており、区においては、その想定を踏まえた防災行政を、ハード・ソフト対策の両面から着実に推進していく必要があります。

さらに、『想定外』と言われる災害に立ち向かうためには、現代の科学をもってしても、自然災害に対して完璧な想定を行うことは極めて困難であることを認識し、想定を上回る大災害が生じたとしても、命と最低限の生活を守るために、区はもとより、区民や地域、企業、団体などが一体となった防災対策を推進していくことが重要です。

この状況のもと、大田区の防災対策における基本方針や考え方などを抜本的に見直すために、平成23年7月に松原忠義大田区長からの依頼を受けた委員により、大田区総合防災力強化検討委員会が設置されることになりました。

審議は、4回の全体会を開催したほか、区職員による4つの作業部会において検討を重ねました。さらに、パブリックコメントの実施結果などを踏まえ、本検討委員会として基本方針や考え方などをまとめましたので、報告いたします。

本報告書の第1章では、報告書作成の目的を示しています。

第2章では、総合防災力強化に向けた基本的な考え方を示したうえで、総合防災力強化のための方策を貫く基本方針として『5つの柱』を掲げています。

第3章では、課題の抽出過程を示すとともに、抽出・整理された課題を10の分野に分けて総括しています。

第4章では、総合防災力の強化を実現するための対策の考え方や方向性について、検討委員会としての意見を述べています。

この間、本検討委員会を傍聴いただいた皆様、パブリックコメントなどを通じて、ご意見をお寄せいただいた皆様に感謝を申し上げますとともに、報告書のテーマでもある、『地域力の結集』が、大田区の総合防災力の強化に結実することを心から期待いたします。

平成24年1月

大田区総合防災力強化検討委員会委員長 青山 侑

# 目 次

1. 目的 .....	1
2. 「総合防災力強化」基本的な考え方と方針.....	2
2.1 「総合防災力強化」の基本的な考え方.....	2
2.2 方 針 - 総合防災力強化のための「5つの柱」-.....	7
3. 大田区の防災課題 .....	10
3.1 課題の抽出・整理・分析.....	10
3.2 課題の特徴 .....	12
4. 防災力強化のための重要対策.....	18
4.1 防災力強化の視点.....	18
4.2 5つの「主要対策」 .....	20
4.3 防災力強化のための「重要対策」 .....	24

資料



# 1. 目的

---

大田区では、平成 23 年 3 月 11 日に発生した「東日本大震災」での経験と教訓を真摯に受け止め、首都直下地震に備え「区」と「区民」が一体となった総合防災力の着実な向上を目的とし、区民など幅広いメンバーによって構成される大田区総合防災力強化検討委員会を設置し、今後の防災対策について検討することとしました。

委員会では、10 の防災に関する専門分野ごとに現状における課題が抽出され、その数は総計で 501 項目に及びます。検討を重ねた結果、「区民の命を守る」、「最低限の生活を守る」の二つの視点から、区特有の地域特性や脆弱性も踏まえ、課題解決のための対策方針及び対策項目が提案されるまでに至りました。

また、検討の過程で「地域力の結集」の重要性が改めて確認されました。「地域力の結集」とは、あらゆる区民が防災活動に関与し、かつ、あらゆる防災専門分野の対策が関連づくことにより、防災力を相乗的に向上させる取り組みを指します。この地域力の結集を継続的に実施していくことこそ、区の総合防災力強化を着実に実現することにつながります。

本報告書は、課題と解決の方針、及びこれらの抽出・検討過程を提示することで、今後、総合防災力強化を具体的に進めていく際の方向性を示すことを目的としています。

## 2. 「総合防災力強化」基本的な考え方と方針

### 2.1 「総合防災力強化」の基本的な考え方

#### ① 区の主な対応

「東日本大震災」の影響は被災地のみならず、首都圏にも影響を及ぼしました。大田区では、最大震度5強が観測され、直ちに災害対策本部を設置するとともに地震情報及び区内の被害状況等についての情報収集を開始し、初動対応にあたりました。

区内では、人的被害や火災発生こそありませんでしたが、建物被害、道路・橋梁等の物的被害が生じたほか、多数の帰宅困難者が発生しました。

また、計画停電、放射性物質の拡散、風評被害など、これまで全く想定していなかった区民生活に様々な影響を及ぼす事態が生じました。このため、区は想定外の影響に対する対応に追われました。

表-2.1 大田区の特徴的な出来事と対応

特徴的な出来事	主な対応
■ 区の災害対応	<p>平成23年3月11日(金)午後2時46分の地震発生直後、区は、「大田区災害対策本部」を設置し、同時に第2次非常配備態勢を発令しました。その後、2時50分には第3次非常配備態勢へと移行し、災害情報及び区内の人的・物的被害状況、火災発生状況等の情報収集を行い、区内の被害状況を把握し、迅速な初動対応にあたりました。</p> <p>本部会議は、延べ17回開催し、初動対応、帰宅困難者対策、被災者対応などの災害対応を行うとともに、計画停電対応や原発事故等に関連した新たな課題についても対策を実施しました。</p> <p>また、3月17日(木)に「大田区被災地支援本部」を設置し、宮城県東松島市への支援を中心に、職員派遣、ボランティア派遣、義援金や寄付金などの支援を行いました。</p>
■ 帰宅困難者の発生	<p>発災当日、区内鉄道会社の各線が運転を見合わせたことにより、蒲田駅・大森駅周辺を中心に多数の帰宅困難者が発生しました。</p> <p>区では、駅周辺の混乱解消と帰宅困難者の安全を確保するため、同日午後4時30分頃から一時収容施設及び避難所の開設を行い、帰宅困難者を誘導するとともに、毛布など必要な物品や鉄道各社の運転再開情報を提供するなどの対応を行いました。</p> <p>蒲田駅周辺の滞留者はアプリコや日本工学院専門学校等に約1,800名、大森駅周辺は山王小学校、入新井第一小学</p>



特徴的な出来事	主な対応
	<p>校等に約 250 名、京急蒲田駅周辺は産業プラザ等に約 500 名収容など、区内全体として 46 箇所の一時的収容所・避難所を開設し、最大約 3,150 名の帰宅困難者を収容しました。</p> <p>同日午後 11 時 30 分頃に、一部路線運転再開の情報を帰宅困難者に提供し、その後の各線運転再開に伴い収容人数が減少し、翌 12 日午後 2 時頃にすべての一時的収容所及び避難所を閉鎖しました。</p>
<p>■電力危機の影響</p>	<p>地震・津波で発電設備が被災したことによる電力危機の影響から、北千東の一部地域が計画停電（第 4 グループ）の対象となりました。</p> <p>また、計画停電による鉄道の運休・削減、夏期節電など、その影響は長期にわたり続きました。</p> <p>区では、計画停電対象地区に対し、新聞朝刊による折り込みチラシ配布や広報、地元説明会を実施した他、全区民向けには、防災行政無線、区民安全・安心メールシステム、ホームページ、拡大チラシの掲示により停電情報を周知し、生活の混乱防止に努めました。</p>
<p>■放射性物質拡散の影響</p>	<p>平成 23 年 3 月 23 日、金町浄水場で『乳児の飲用に関する暫定的な指標値』を超える放射性ヨウ素が検出され、乳児に対して 2 日間の水道水摂取制限を行う事態になりました。</p> <p>区では東京都から飲料水の提供を受け、また区と東京コカ・コーラボトリング㈱との協力協定に基づき飲料水を調達し、乳児一人あたり約 500ml 入りペットボトル 9 本を配布しました。その後、放射性ヨウ素が基準値以下となったものの、区民は原子力災害という新たな重い課題を認識することとなりました。</p>

(参考) 区民と区職員が一体となって行った被災地支援

<p>区では震災の区内被害に対応する一方、被災地支援のため 3 月 17 日に大田区被災地支援本部、4 月 7 日には大田区被災地支援ボランティア調整センターを設置し、宮城県東松島市に対して救援物資の供給、医療救護支援、ボランティア派遣などを行いました。</p> <p>このほか原子力災害からの避難者 37 世帯 144 名に対する区民住宅等の提供や、義援金や寄付金の募集など、多岐にわたる援助を行いました。</p> <p>この支援活動を通じて、区民と区職員が一体となってボランティアを行う新しい大田区独自方式を作り出したことや、実災害の対応を経験したこと、被災地と信頼のあるつながりを持てたことは、区にとって非常に大きな財産となりました。</p>
--

表-2.2 (参考) 東日本大震災の概要

項目	概要
<p>■発生状況</p>	<p>平成 23 年 3 月 11 日午後 2 時 46 分頃に三陸沖を震源として発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）は、日本観測史上最大規模のマグニチュード 9.0 を記録する巨大地震となりました。この地震により宮城県栗原市での震度 7 をはじめ、宮城県、福島県、茨城県、栃木県で震度 6 強など広い範囲で強い揺れが観測されました。</p> <p>震災による死者・行方不明者は約 2 万人、建物の被害は全壊・半壊をあわせて 27 万戸以上、ピーク時の避難者は 40 万人以上にのぼりました。</p>
<p>■揺れの被害</p>	<p>地震の揺れや液状化現象、地盤沈下などにより、東北と関東の広大な範囲で建物の倒壊、ライフラインの寸断、ダムの決壊といった被害が発生しました。</p>
<p>■大津波の被害</p>	<p>この地震により各地で 10 メートルを超える大津波が発生し、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県など東北・関東地方の沿岸集落に壊滅的な被害をもたらしました。電力・水道・ガス・通信・鉄道など都市の基盤となるライフラインを寸断し、一部地域では行政機能も麻痺し、初期の救助救出や応急復旧作業も困難を極めました。発災当日、区内鉄道会社の各線が運転を見合わせたことにより、蒲田駅・大森駅周辺を中心に多数の帰宅困難者が発生しました。</p>
<p>■原子力発電所事故の被害</p>	<p>東京電力福島第一原子力発電所は、地震の揺れと津波により全電源を喪失し、大量の放射性物質の放出を伴う原子力事故にまで至りました。原発に近接した自治体ばかりでなく、これまで原子力災害による避難が想定されていなかった地域にまでも被害が拡大し、長期の避難生活は今もまだ強いられています。</p>
<p>■産業への影響</p>	<p>今回の震災は、産業にも大きな影響を及ぼしました。東北地方には、重要な部品や材料等を提供する企業が多数あり、日本の製造業における重要なサプライチェーンの一翼を担っていたため、地震・津波、原発事故の災害により生産・物流ラインがストップしたことで、日本ばかりではなく海外の企業まで稼働を一時停止せざるを得ない状況に追い込まれました。</p> <p>また、地震や大津波等による直接的な被害ばかりでなく、放射能汚染による農林業や水産業への被害は広範囲に及び、風評被害も加わり、復興の足かせとなっています。</p>

## ② 区の教訓

「東日本大震災」は、被災地に甚大な被害をもたらすだけでなく、直接の被災地ではない首都圏にも多くの影響を及ぼし、大都市東京の脆弱性をあらためて浮き彫りにしました。また、東京に大規模地震が発生したらどのような被害が生じるかを想像するうえでは十分すぎるほどの教訓を示しています。

「首都直下地震」など大規模地震が発生し、建物の倒壊や延焼火災等が発生すれば多くの区民の命や財産が奪われるほか、交通渋滞が起こり、消防活動、救急患者や緊急物資の搬送も滞る事態に陥ることにもなります。鉄道が運転を停止すれば、大量の帰宅困難者が発生し、同じく交通渋滞を引き起こす要因の一つとなります。電力や水道、ガスといったライフラインの供給が一旦止まってしまうと、個人ではどうすることもできず、復旧を待つしかありません。せっかく、災害から命が守られたとしても、中長期にわたり生活が困難になる事態の発生なども十分想定されることです。

このような従来から想定されている課題の発生が確認されたことに加え、さらに津波災害、原子力災害、長周期地震動による高層ビルの被害など、これまでの区の防災の取り組みにはなかった、または十分ではなかった新しい課題も明確になりました。また、助け合いの重要性が再認識されたこともあり、地域コミュニティの更なる維持・向上が課題として考えられます。

この震災の経験は、本区に特に、次の2つの大きな課題を投げかけています。

- ① これまでの「首都直下地震対策」は十分であったのか。
- ② 津波対策や原子力災害など、本区が取り組んできていない新たな問題にどう向き合うのか。

区においては、この2つを大きな乗り越えるべき教訓目標として捉え、今後の対策の検討に反映させていくこととしました。

## (2) 「総合防災力強化」に向けた基本的な考え方

大田区では、首都直下地震の発生に備え、区及び防災関係機関、防災市民組織、事業所などにおいて、防災力を確保するための様々な取り組みが行われてきました。しかし、当初の計画どおりに進まない、十分な効果が出ていないなど、さまざまな課題があります。

さらに「東日本大震災」の影響から、計画停電や放射能の影響への対応が求められるなど、これまで区が地域防災計画で想定していなかった新たな事態への対応も必要となっています。

また、国や東京都の動向を注視し、関係法令・計画を踏まえて、対策を立てていく必要があります。

このように、大田区の「防災力」強化をはかるためには、多くの課題が存在しています。

そこで本区では、これまでの取り組みの強化・充実をはかり、「危機に強い」総合防災力の高い「大田区」の確立に向けて、次の2つの事項に焦点をあてた取り組みの方向づけを行います。

- 「首都直下地震」対策として、これまで取り組んできた対策の現状を確認しつつ、その必要性や効果を検証し実態に即した課題を明らかにし、かつ想定を超えた災害対応の考え方についても検討したうえで、今後、取り組むべき対策の方針を決定する。
- 「東日本大震災」の経験から導き出された教訓と現状の照らし合わせから明らかになった課題を踏まえた、新たに取り組むべき対策の方針を決定する。

## 2.2 方針 - 総合防災力強化のための「5つの柱」 -

区では、「総合防災力強化」に向けた基本的な考え方を十分踏まえつつ、その実現のために大事にすべき「5つの柱」を次のように立て、区が防災対策を考え、実行する際の基本的な方針とします（図-2.1）。

なお対策は、地域特性を十分に踏まえ、優先度の高い取り組みから計画的に行うこと、また、ハード・ソフト両面から効率的かつ効果的に推進していくことを基本とします。

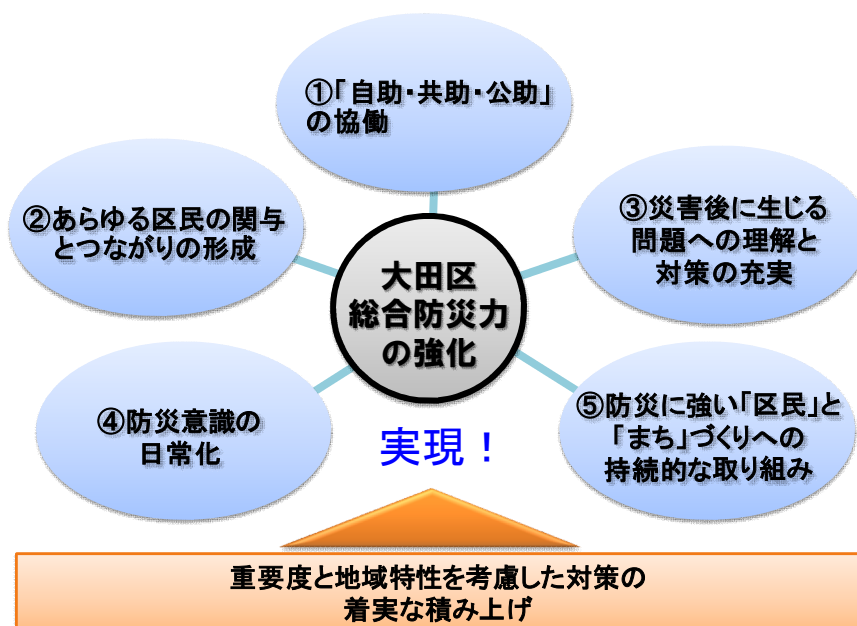


図-2.1 総合防災力強化のための「5つの柱」

## ① 「自助・共助・公助」の協働

区民や地域が自らの責任で行う「自助」「共助」と、防災力強化に責任と覚悟を持って取り組む「公助」により、区民・地域・区が協働することで防災力の強化を推進できる仕組みをつくりまします。

大規模地震発生直後は、「自らの命は自ら守ること」、そして「隣近所の協力や地域の助け合いによって安全を確保すること」が基本となります。

区民は、一人ひとりが「自助」と「共助」の重要性を十分理解し、自らの責任で命を守り、安全を確保できる行動ができるようその準備を行うこととします。

区は、区民による「自助」と「共助」の理解促進と区民自らの取り組みを支援します。また、「公助」としての役割を十分に認識し、責任と決意をもって総合防災力の強化にあたります。

## ② あらゆる区民の関与とつながり

あらゆる「区民」の関与と区民どうしのつながりを形成し、相互に支え合いながら、あらゆる局面を乗り越えることのできる「区民」主体の総合的な防災体制を確立します。

壮絶な状況下を生き抜き、また生活の回復を図っていくためには、様々な人達が力を合わせ、助け支え合うことが何より重要です。

大田区に在住する区民はもちろん、自治会・町会、消防団、学校、医療機関、商店、工場、事業所、NPOやボランティアなど区にある様々な主体に所属する人達を「防災の担い手」と捉え、あらゆる「区民」の関与を通じて、多様な能力（専門性）を有機的に機能させ、相互が連携し支え合える危機に強い防災体制を構築します。

## ③ 災害後に生じる問題への理解と対策の充実

災害発生後に生じる様々な問題への理解を深めながら、その解決や軽減のために行うべき取り組みを考え、「ハード」と「ソフト」の両面から着実かつバランス良く対策を推進します。

防災力強化には、災害がもたらす影響への理解と、この影響の最小化のための取り組みを、「ハード」と「ソフト」の両面から重層的に行なっていくことが鍵となります。区民一人ひとりが災害への想像力を高め、必要な「ハード」と「ソフト」両面からの対策を進め、災害に強いまちづくり、人づくりの推進を図ります。

#### ④ 防災意識の日常化

日々の暮らしの中に防災面の強化・充実につながる取り組みを織り交ぜることにより、日常で生活に根づく「防災」を育て、災害時に生活が継続できる「区民」を増やします。

いざという時の力は、日頃からの取り組みの積み上げによって発揮されます。

区民が日常生活の中に、また、区のあらゆる施策の中で「防災」を意識し、プラスαの「防災」の取り組みを根づかせ防災力を着実に強化していきます。

#### ⑤ 防災に強い「区民」と「まち」づくりへの持続的な取り組み

まちの将来像を描き、防災に強い「区民」と「まち」をつくり続けるために、まちを計画的に育て、持続的な見直しと改善による仕組みを確立するとともに、その成長を見守ります。

防災対策を強化推進する取り組みには、適切な管理の下、継続的に実践できる仕組みづくりが不可欠です。PDCA<sup>(1)</sup>活動を通じて、次なる改善への取り組みに継続させることにより、着実な防災力強化をはかります。

---

<sup>(1)</sup> PDCA とは、組織の取り組みを効果的に管理する手法の一つです。P:Plan (計画)、D:Do (実行)、C:Check (評価)、A:Act (改善) の4段階を順次行い、最後のAから次のPへとつないで、P→D→C→Aのサイクルを回し続けることにより、継続的な改善・向上を推進します

## 3. 大田区の防災課題

### 3.1 課題の抽出・整理・分析

検討委員会では、総合防災力強化のための対策を検討するにあたり把握しておくべき課題を、次の3点であると整理しました。

- ①これまで指摘されていた課題
- ②東日本大震災を踏まえ、現状を捉え直したときに見えてきた課題
- ③東日本大震災の経験で明らかになった新しい課題

これらの課題の洗い出しを目的に、(A) 自治会・町会、協定団体への大震災ふりかえりアンケート調査 (B) 区災対各部への大震災ふりかえりアンケート調査、(C) 区災対各部が従前より抱える課題調査の3種類の調査を行いました。これらの調査結果に、(D) 本検討委員会の委員からの意見や要望等を加え、区の総合防災力強化につなげるべき防災課題として把握・整理しました。

調査の結果、防災課題として合計501項目が抽出され、防災の専門分野に分かれて実施した4つの作業部会においてこれらの課題の整理を行った結果、次の10分野、40テーマ、70のカテゴリーに類型化しました。

＜課題の整理によって挙げられた10分野＞

- |              |                  |
|--------------|------------------|
| (1) 都市基盤・建築物 | (2) 生活・環境・清掃     |
| (3) 保健・医療・福祉 | (4) 子育て・教育       |
| (5) 地域       | (6) 産業・経済        |
| (7) 広報・広聴    | (8) 情報           |
| (9) 総合       | (10) 分野横断的対策・その他 |

作業部会において類型化した課題を分析した結果、抽出した防災課題には、今回の震災により発見された新たな課題のほか、従来から区として認識していた課題であっても対策が未実施なものや、対策が十分に実施されていないもの、実施してはいるものの十分な効果が得られていないものがあることが判明しました。

区が長期にわたり抱えている課題や、区民の生命や身体等に対して大きな影響を及ぼしていると考えられる課題については、対策が進まない原因や障害となっている要因等を明らかにし、課題を解決する際に留意すべき事項について検討を進めました。その結果を「区の総合防災力強化を実現するために大事にしたいこと」(資料3)に整理し、総合防災力強化のための重要対策を検討するにあたっての基本的な方針としてとりまとめました。



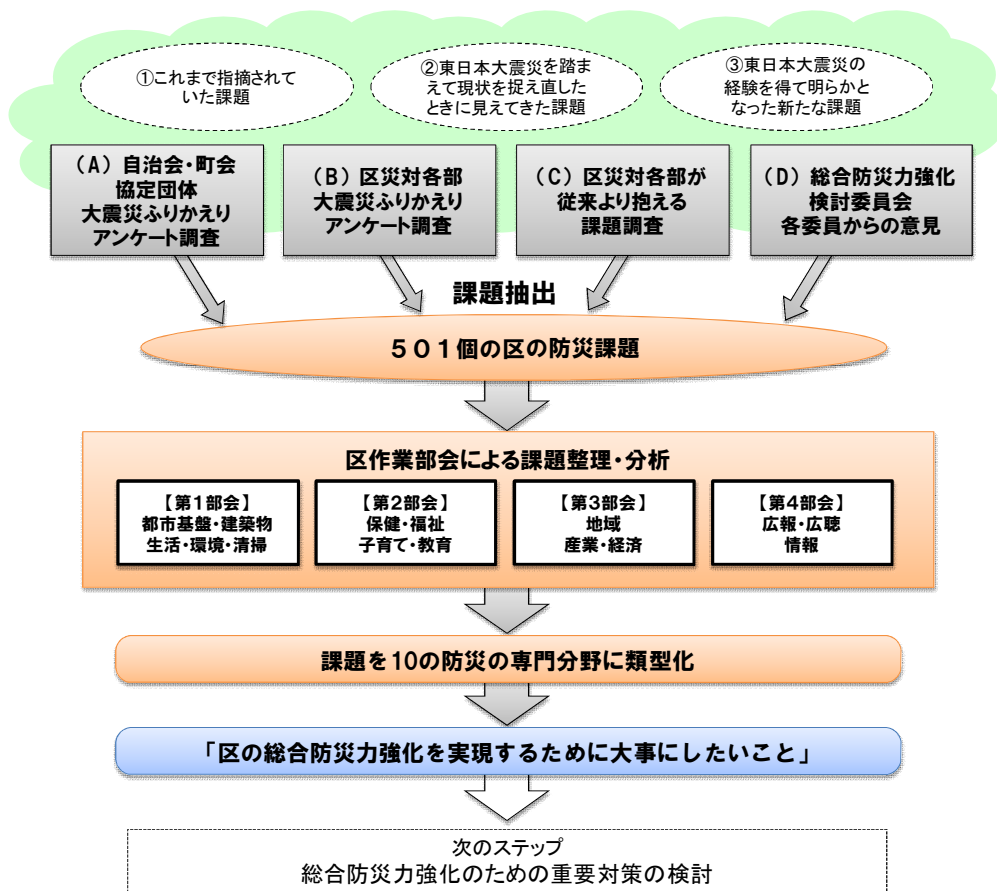


図-3.1 課題抽出・整理・分析のプロセス

## 3.2 課題の特徴

次に、10の防災専門分野ごとに把握した防災課題の特徴を示します。

### (1) 都市基盤・建築物分野

都市基盤・建築物分野では、木造密集市街地の解消や建物・住宅の耐震化及び不燃化対策、橋梁・跨線橋の耐震化促進、沿道家屋の不燃化等による安全な避難道の確保、揺れや液状化に伴う上下水道の破損等の被害を軽減しライフライン施設の機能障害を防止するなど、ハード面への課題が多くあげられました。

建物・住宅への耐震化や不燃化への取り組みは、既に長期にわたり取り組んできており、一定の効果をあげてきてはいるものの、木造密集市街地やそれに準ずる木造市街地の解消はなかなか進んでおらず、課題解決の難しさが改めて指摘されました。首都直下地震の想定では、延焼火災による死者が区内で400名を超え、木造密集地市街地の解消は特に重要な課題と位置づけられます。課題解決のためには、これまでにはないハード・ソフト両面の対策を実施することにより、区民の意識の向上と市街地整備を両輪とした推進をはかることが求められます。

揺れや液状化によるライフラインの被害についても、震災後の応急対応や避難生活等に大きな影響が出ることが想定されます。電気・ガス・上下水道の耐震化を進めつつ、被災により途絶しても適切に対応できるよう、家庭・地域における備蓄や調達の仕組みを構築することが重要です。

さらに、これらの安全・安心なまちづくりを着実に推進するためには、まちの防災力向上がはかれるよう、区民に対し本気度を示す行政の促進体制を構築することが不可欠です。

### (2) 生活・環境・清掃分野

生活・環境・清掃分野では、仮設住宅等の応急住宅の確保、災害廃棄物処理対策、土壌汚染対策の3点が、課題として認識されました。

応急住宅の確保については、民間住宅の活用も考慮した事前の準備が求められるほか、地域コミュニティのつながりに配慮した仮設住宅の設置が可能となる仕組みづくりが求められます。

ゴミやがれき処理など大量の発生が見込まれている災害廃棄物の処理については、安全・環境に配慮した処理方法を構築するとともに、仮置き場や中間処理用地を事前確保することで、円滑な処理ができる仕組みが必要となります。そのためには、国、都、他自治体、事業者との連携が不可欠です。

また、震災により工場が保有する危険物等が流出し土壌汚染のほか、延焼火災の助長要因になることが懸念されており、事業所の防災への取り組みも今以上に求められます。

### (3) 保健・医療・福祉分野

保健・医療・福祉の分野では、医療救護、福祉避難所への受入や運営、災害時要援護者の避難支援など、命に直結する重要な課題があげられました。従来からこれらの課題に取り組んでいますが、人と人が関わり、信頼関係を築く中で解決に近づいていくという非常に難しい取り組みであり、効果的に進めることが難しいということが明らかになりました。

医療救護については、東日本大震災後に医師会と区が連携して、区の医療救護のあり方等について課題の再確認が行われ、解決に向けた検討がスタートしました。医療救護活動が効果的に展開できるよう、救護所配置計画や協定の見直し、区内病院など医療機関と行政の通信手段の整備、医薬品の供給体制構築や医療機関の耐震性及び区の支援体制の強化について取り組むことが必要です。また、負傷者が地域の医療機関に殺到すると見込まれており、トリアージから後方病院への搬送など各機関との具体的な連携体制の構築が必要です。解決にあたっては医療関係者や区ばかりでなく、区民一人ひとりの意識を高めることが大切です。

福祉避難所については、適切な時期に災害時要援護者の受入れがなされるよう、発災時期や施設の保有設備の現況、運営体制面などを踏まえた設置のあり方の検討が必要です。また、区職員だけでは避難者の受入れに限界があるため、地域等との協力により適切な運営がなされるよう、運営組織の枠組みと運営方法の策定が必要です。

災害時要援護者の避難支援については、現在、災害時要援護者名簿を作成しているところですが、個人情報のため災害時要援護者の理解を得るのが難しく、支援が必要な人が十分に登録されているとは言えません。さらに、避難を支援する人材も確保することが難しいため、避難支援の体制づくり（避難支援プランの作成）までには至っていません。今後は、地域における災害時要援護者への支援体制のあり方として、保護者ネットワークや自治会・町会、民生委員、ボランティア団体、災害時要援護者相互、学生など様々な人たちが理解しあい、支える仕組みを構築することが求められます。

### (4) 子育て・教育分野

子育て・教育の分野では、乳幼児・児童・生徒の安全確保、学校避難所の管理・運営の2つの問題が指摘されたとともに、児童や生徒が防災知識を学び、防災対応力を習得することは将来にわたる地域防災力の向上につながるということが改めて確認されました。

また、大規模地震が発生した場合は学校が避難所となるため、帰宅困難者や避難者が多数押しよせることを想定し、避難者等の受け入れのあり方について検討するとともに、児童・生徒の安全を確保するための取り組みが必要となります。

そして、保護者が帰宅困難者となった場合を考慮して、多様な通信媒体を活用するなど児童・生徒の保護状況を情報提供するための連絡体制の確立が必要です。また、東日本大震災で児童・生徒の保護が長時間にわたったことを踏まえ、災害時用の食料等の備蓄や防寒対策の検討も必要です。

なお、この震災を契機に、区では、震度5弱の地震発生を目安に保育園、児童館、学校においては児童・生徒を留め置くこととしました。

さらに、将来の大田区の担い手となる生徒、学生達を災害対応に有効な人材と捉え、質の高い防災教育を実施し、人材を育成することも重要です。

## (5) 地域分野

地域分野では、避難所運営、帰宅困難者対策、防災訓練のあり方、地域の関係づくりや担い手づくりなどソフト対策を中心に課題があげられました。

避難所の指定・運営については、避難者や残留する生徒や児童に加えて、大量の帰宅困難者が避難に来るであろうと想定されます。帰宅困難者を安全に誘導するとともに、避難所を安全かつ適切に運営する考え方や方法の確立が求められます。また、学校避難所は、本来は教育の場であり、その機能をできる限り早く回復することも念頭に入れる必要があります。避難所の運営管理を行う地域、学校、区の役割分担を再度確認し、相互に協力・連携した適切な避難所運営方法を定めたマニュアルを作成し、訓練を通して身につけることが求められます。

区民及び区役所の防災教育・訓練の重要性が指摘されたほか、これまでの訓練方法や内容、その効果への疑問が指摘され、災害への想像力を醸成する取り組みの必要性が指摘されました。学校や自治会・町会、事業所などにおいて、災害に対する想像力を高めるための意識啓発や防災教育・訓練を実施していくことは、将来にわたって地域に残る貴重な財産となります。

また、様々な課題を解決するためには、「共助」(地域)の防災力を強化していくことが不可欠です。中高生、高齢者、事業者、外部支援者、外国人などが参加しやすい環境を整備し、地域防災コミュニティづくりを推進していく必要があります。

## (6) 産業・経済分野

産業・経済の分野では、災害対応の有用な担い手である防災協定企業や事業所のほか、中小企業や事業所の人的・物的資源を地域の有効な資源として活用するという課題があげられました。

今回の震災では、産業界において、サプライチェーンの途絶が最重要課題として認識されました。大田区には優良な中小企業が多く存在し、地域経済を担っています。従業員の命や会社の資産を守ることは当然のこと、業務継続計画の策定・推進に関しては国や東京都による促進の取り組みがあるものの、なかなか進んでいないのが現状です。事業者が段階的に業務継続への取り組みを進め、人・建物・モノ・情報・空間などの資源確保対策を実施できるよう、業務継続計画の策定及び管理への支援が必要です。

災害時においても地域の有効な資源となる事業所と地域の関係をつくり、つながりを強化するため、両者が連携しやすくなるよう、参加メリットの共有、協定の締結、広報協力などの環境づくりを推進する必要があります。また、防災資機材や各種ツール等の開発について、事業者の技術力をうまく活かせるよう、取り組みを推進することが望まれます。

## (7) 広報・広聴分野

広報・広聴の分野では、あらゆる区民に対して迅速な広報・広聴を行うための手段や外国人（旅行者、在住者）への情報提供及び情報共有について課題があげられました。

区では、防災行政無線、区ホームページ、区民安全・安心メール、折り込みチラシなどの手段をもって積極的に情報を提供してきました。しかし、災害時要援護者を含むすべての区民が正しい情報を適切な形で受け取れる体制にはありません。今後は、区民の特性や状況に合わせた多様なメディアの活用も含め、できるだけ多くの区民に適切な情報提供が行えるよう、検討していく必要があります。

また、大田区には、約 19,000 人（平成 22 年現在）の外国人が在住しており、外国人旅行者も含めて日本語の理解が困難などの問題のほか、地震災害の経験が少ないことなどからパニックに陥ることが懸念されます。このため、旅行者・在住者への情報提供のあり方や、多様なメディアの活用を含めた伝達方法を検討していく必要があります。

情報を受け取ることが困難である災害時要援護者に対して、必要な情報を確実に届ける人材を育成することも重要です。

## (8) 情報分野

情報分野では、地震発生直後からの情報連絡についての課題として、情報連絡体制、情報連絡手段・内容、情報システムの確保があげられました。

区民が正しい判断を行うためには、正しい情報を得ることが不可欠です。区と地域間の情報連絡体制のあり方について、情報拠点としての特別出張所の体制強化、自治会・町会等との連携強化をはかることが求められます。

また、情報が錯綜し混乱する初動期においても適正に情報を扱えるよう、情報収集、整理、分析、意思決定、最適行動などの作業手順を習得するための防災教育・訓練等の取り組みの推進が不可欠です。

区民への情報連絡手段・内容のあり方について、区民に最大限の情報提供が行えるよう、電子・紙・人など多様な媒体の活用や、自治会・町会等が収集した情報の活用が重要であると考えます。

情報システムは、あらゆる災害対応を実施する際に不可欠なものです。施設・設備の安全性確保を図りつつも、災害発生時には、何らかの被災をすることを前提に、被災後の応急・復旧対応を円滑に行うための対策を検討し、中長期的な視点で計画的に対策を実施する必要があります。

## (9) 総合分野

総合分野では、防災対策全般に係わる課題として、最悪の事態が起こった場合への対応のために被害想定と計画等の見直しがあげられたほか、防災体制や各関係主体の運用方法の見直し、自助・共助・公助の推進、物資備蓄・供給のあり方などの課題が出されました。

想定を超える地震や複合的な災害が発生した場合など、最悪の事態への対応を可能とするため、新たな前提にたった被害想定及び想定にもとづく地域防災計画等の見直しが求められます。また、これらの対策を効果的に行うため、被災地の教訓や専門的知見等の活用を含めて取り組みを推進することが重要です。

また、指揮命令システムの整備や人員の確保、緊急非常配備態勢、受援体制など、防災体制や各関係主体の運用の仕組みについて、現実を踏まえた見直しが求められます。特に緊急非常配備態勢については、制度自体の抜本的な見直しも視野に入れた取り組みが求められます。

区や防災市民組織、事業所、区民などが一体となった自助・共助・公助の推進が必要であるという意見とともに、自助と公助と共助の役割分担が明確でない、発災時にまず自助の行動が重要であるが周知度が低いなどの課題が出されました。課題を解決するには、予防、応急、復旧、復興の各災害過程の中で、それぞれが連携して対応にあたるよう、また、誰もが被災する可能性があることを踏まえ、連携面による支えあいができるよう、日常の取り組みの中で自助・共助・公助を意識した活動を推進することが重要



です。

物資備蓄・供給のあり方について、備蓄内容を改めて精査するとともに、車両運搬のほか、防災船着場など大田区にある防災資源を有効に活用した円滑な物資供給・搬送を行える仕組み（水上輸送ネットワーク等）の構築が重要です。

## **(10) 部門横断的対策・その他分野**

部門横断的対策・その他の分野では、関係機関との連携、防災協定、津波防災対策、原子力災害対策、エネルギー対策、人権への配慮、治安の維持が課題として認識されました。

災害対応は、それぞれの役割を担う関係機関どうしが緊密な連携の下で対応することが重要です。このため、関係機関の積極的な関与はもちろん、相互に日常からコミュニケーションをはかるための仕組みをつくり、連携を強化する取り組みが求められます。

防災協定を締結してはいても、協定事業者自体も被災した場合、協定が実行できない事態も想定されます。いざという時に協定が確実に実施されるよう、協定内容などの見直しを継続的に行う仕組みを構築し、防災への取り組みとともに、日頃から訓練などを通してその実効性を検証し、改善していく取り組みが必要です。

津波災害、原子力災害、エネルギー危機については、新たに取り組むべき課題として認識されました。想定を超える影響が生じることがあっても適切な対応が取れるよう、専門的知見等の活用を含めて、早急に対策を取りまとめる必要があります。

災害時の混乱により事態が逼迫すると、様々な場面で人権が軽んじられる可能性があります。混乱期にあっても、お互いの人権を尊重しあい、支えあえるよう、平時のうから人権を配慮する観点を持つことが求められます。

## 4. 防災力強化のための重要対策

### 4.1 防災力強化の視点

近い将来、発生が予想されている首都直下地震では、都市施設や住宅・建築物の被害、火災延焼拡大により多くの人的被害の発生が想定されており、地域では被災直後から避難所における混乱、区民生活やコミュニティの崩壊、事業所の生産活動への深刻な影響などが懸念されています。さらに、被災後には大量のごみ・がれきが発生し、それらの迅速な処理が求められます。また、生活物資の調達等にも影響を及ぼすことで、大田区全体の復旧・復興も長期化する可能性があります。

このような大規模災害を最小の被害で乗り越え、迅速に区民生活や事業所活動の復旧・復興をはかるためには、従来と違った取り組み方、対策の考え方が必要であることが、東日本大震災を通じてなおいっそう明らかになりました。

区は、震災の経験を通じてたいへん多くの課題を認識したと同時に、区民と区職員が一体となって被災地支援を行った経験等を通じて、「地域力を結集する」ことの重要性とその効果を強く認識することになりました。この経験から、総合防災力を強化するための対策は、あらゆる区民が防災活動に関与し、かつ、あらゆる防災専門分野の対策が関連づくことにより、防災力を相乗的に向上させる取り組みであることが重要と考えます。とりわけ、災害の拡大を最小限に抑え、発生した災害に迅速に対処するためには、区民や事業所それぞれの取り組みとともに、区と区民や事業所など相互が協力してあらかじめまちの改善を図り、発生した災害に対処していくことが求められます。このため、地域の防災力をよりいっそう向上させることが不可欠であり、各行政機関はそのための情報提供や地域支援の仕組みを構築する必要があると考えます。

このような考えから、以下に示す視点を設定し、大田区の総合防災力強化のための具体的な対策について検討しました。

#### ■具体的な対策を導く視点

災害の発生を予防し被害の拡大を抑えるためには、必要な防災対策を迅速かつ効率的に実施する必要があり、優先度を考慮した推進方策を立案することが求められます。このため、以下の2つに焦点を絞り、目標を立てたうえで当面の具体的な対策を設定していくこととしました。

- ① 「区民の命を守る」ための対策
- ② 「最低限の生活を守る」ための対策



## ■具体的な対策を設定する視点

東日本大震災の経験を通して捉え直した「10分野の課題」と、「地域力の結集」の重要性を踏まえ、かつ、大田区の「地域特性」を踏まえた対策であることを重視し、以下の2つの方向から、防災力向上のための具体的対策を総合的に設定することとしました。

- ① 「地域防災力を維持・強化する」対策
- ② 「地域特性を踏まえた」対策

①の「地域防災力」とは、地域を構成する「ひと」の防災力（ソフト）と「まち」の防災力（ハード）の両方を指します。これらハード・ソフト両面から防災力を強化するためには、地域の人たちが防災について学び、考え、取り組む機会を創出する対策を行い、ハード・ソフトをバランス良く強化していく必要があります。また、これらの取り組みが一過性のものとならないよう、取り組みを維持・管理し、見守る仕組みを構築することが重要です。

②の「地域特性」とは、大田区の「強み」と「弱み」の両面を指します。区の強みと弱みを適切に把握し、強みを活かし、弱みを克服する対策を実施していくことで、大田区ならではの総合防災力を強化する効果的な対策になります。

以上の考えから、「区民の命を守る」ための対策と「最低限の生活を維持する」ための対策について合計23の目標を立て、総合的な側面から目標を達成するための対策方針と対策項目等を設定し、防災力強化のための重要対策として4.3に整理しました。また、施策（案）、実施時期、実施主体（「自助」「共助」「公助」）などを設定し、次年度以降において施策として具体化が進められるよう、資料「対策計画一覧」として取りまとめました。

特に大田区の「地域特性」を活かした5つの対策については、主要対策としてより具体的に検討し、4.2に取りまとめました。

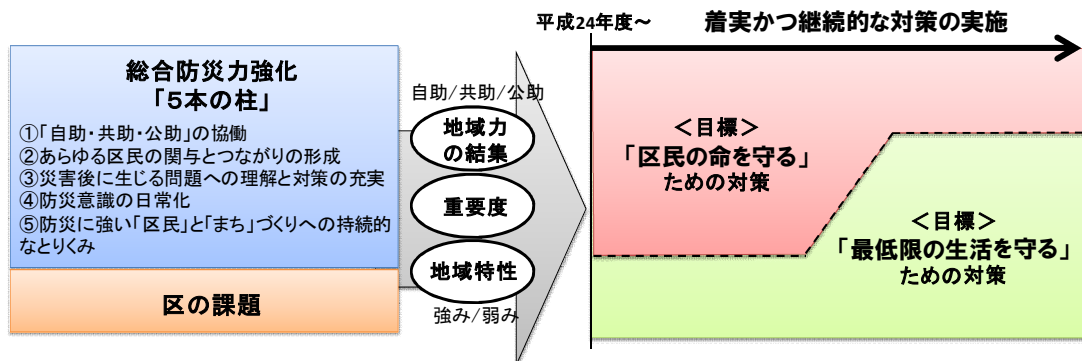


図-4.1 総合防災力強化対策における対策検討の視点

## 4.2 5つの「主要対策」

4.3 で示す防災力強化のための「重要対策」のうち、特に大田区の「地域特性」を活かした5つの「主要対策」について以下に示します。

### <主要対策1>

## ボランティア調整センターを中心とした災害ボランティアセンター運営への転換

### (1) 目的

被災時における円滑かつ適切な災害ボランティアセンターの運営を行うために、被災地支援ボランティア調整センターで得た経験と知識の活用を図ります。

### (2) 現状と課題

- 大田区では、自治会・町会や消防団活動に見られるように地域に根差した住民活動が活発な土地柄であり、区行政と住民団体やNPO等との間で一定の信頼関係を構築してきました。東日本大震災での区とNPOが協力した被災地支援ボランティア調整センターの経験を踏まえて、今後ともさらに活動を発展させる必要があります。
- 区地域防災計画では、被災時に、ボランティア受入・派遣等の調整業務のために、災害ボランティアセンターを立上げ、福祉部と社会福祉協議会がその運営にあたることになっていますが、ボランティア受入・派遣等をコーディネートするノウハウを充実することが課題になっています。

### 参 考

東松島市では、コーディネーターがいないため、他県から参加しているベテランボランティアに、コーディネートを一任しています。

### (3) 対策の内容

- 区は、被災地支援ボランティア調整センター登録ボランティアに対して、区の防災対策に関する学びの場を定期的に提供することにより、登録ボランティア間のつながりを維持し、区内被災時に際して災害ボランティアセンターを担うための知識を習得できるよう支援します。
- 被災地支援ボランティア調整センターでは、平常時から蓄積した経験と知識を学校や地域の防災教育に活用するなど地域還元を推進し人材の育成に努めるとともに、ボランティア派遣の仕組みや運営組織の構築、ボランティアコーディネート体制の確立などを推進します。また、発災時は、災害ボランティアセンターの従事者として、コーディネートの中核を担います。

## ＜主要対策2＞

### 線と面による防災まちづくりの促進

#### (1) 目的

区民の防災意識の向上と災害に強いまちを目指し、地域における沿道や市街地の防災まちづくりを推進します。

#### (2) 現状と課題

建築物の耐震化や不燃化への取り組みは、既に長期にわたり取り組んできており、一定の効果をあげてきていますが、木造密集市街地やそれに準ずる木造市街地における災害危険の解消はなかなか進んでおらず、課題解決の難しさが指摘されています。

#### (3) 対策の内容

##### ①線的な仕掛け

- 条例「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」と連動して、個別訪問、上積み助成等を実施し、耐震・不燃化促進について、沿道沿い（線的）に強力に推進します。
- 避難所や特別出張所等の防災拠点を連絡する区道について、沿道耐震化道路を指定し、沿道建築物の耐震化を促進することにより、災害時の緊急輸送道路機能を確保します。

##### ②面的な仕掛け

- 区民が主体的に防災まちづくりを考え、まちなかのハザード（危険）を発見することにより、区民の防災意識を啓発し、耐震化・不燃化等の防災まちづくりを促進します。区民参加の手法としては、地域住民参加によるまち点検等を検討します。
- 区民提案公募型協働事業によるハード、ソフトが両輪となった防災まちづくりを推進します。
- 地域の防災性向上を目的とした地区計画の導入を地域住民とともに促進します。
- 自治会・町会、区内で活動するNPOなどとの連携を図り、まちなかの危険性を検証するなど、区民の防災意識を啓発します。

## ＜主要対策3＞

### 臨海部企業と連携した防災対策の促進

#### (1) 目的

臨海部企業の防災対策を推進し、災害時における道路啓開やがれき処理など迅速な応急活動を促進します。

## (2) 現状と課題

- 臨海部のうち、城南島や京浜島等には居住者がいないため、防災市民組織が設置されておらず、地域の防災活動を主導する主体者がいません。
- 臨海部では、重機等を有した企業が立地しており、それら災害時に防災活動が期待される企業との連携をはかる防災対策を推進する必要があります。

## (3) 対策の内容

- 臨海部企業の資源活用をはかる仕組みを構築するとともに、臨海部のうち、城南島や京浜島など居住者がいない地域の企業・事業所については、企業連合組織が防災市民組織に準ずる役割を担い、平時における防災訓練や道路啓開、がれき処理など災害時の応急活動を行うことができるよう活動環境を整えます。

# 〈主要対策4〉

## 医療救護体制の見直し

### (1) 目的

災害時の医療救護活動を迅速に行うために、現行の医療救護体制を見直し災害時に備えます。

### (2) 現状と課題

- 災害時には、区内 22 箇所に医療救護所が設置されることが予定されていますが、現行の設置体制や医療救護所の本来の機能について見直しが必要です。
- 医療資材 7 点セットが既に配備されていますが、医師にとって使いやすい資材ではないという意見もあります。
- 医療救護所で対応できない傷病者の後方医療施設として、複数の病院が指定されていますが、区との通信手段や医療救護所からの搬送体制が必ずしも整備されていません。
- 現行の計画では、医薬品・医療資材の調達、管理、供給体制について明確ではない部分があります。

### (3) 対策の内容

- 災害時の医療救護体制について、既存の医療機関における災害時の活動、医療救護所の配置や設置時期など大田区災害医療運営連絡会を始めとした関係機関と協力して早急に検討します。
- 医薬品・医療資材の調達、管理、供給体制について、都、災対各部、薬剤師会などと協議を進めます。
- 区と病院との通信手段の確保、医療施設の耐震・不燃化整備、自家発電設備の整備、医療用水の確保、後方医療機関への搬送手段の確保など、医師会及び医療機関と協力して災害時の医療環境の整備を図ります。

## ＜主要対策5＞

### 学校防災拠点の設置及び情報収集伝達戦略の構築

#### (1) 目的

○災害時に、情報の収集伝達機能を有し、また区民にとって最も身近な防災拠点である区立学校を、単なる避難所から地域の防災活動拠点として施設活用を行います。

#### (2) 現状と課題

○被災時の避難所は避難者と地域住民を中心に運営し、開設にあたっては学校教職員が支援を行うこととしています。しかし、教職員は、学校に児童・生徒がいる時は、児童・生徒の安全確保が最優先となり、また、早期の学校再開に向けた作業にも取り組むことを踏まえ、実効性ある対策を検討する必要があります。

○現在、全避難所に避難所運営協議会が組織されていますが、それぞれの活動には温度差があり、避難所の運営面での対策が十分とは言えない避難所も存在します。

○現在の計画では、地域（避難所含む）と区災対本部を繋ぐ拠点は、地域防災を担う各特別出張所になっていますが、地域にとって特別出張所が必ずしも近い拠点（立地的・概念的）とは限りません。また、特別出張所においても、複数の避難所を始め、地域の災害状況をより正確かつ迅速に把握するために、活動体制の再構築が必要とされています。

#### (3) 対策の内容

○平時から地域との連携を深める中、区立学校を新たに「地域の防災活動拠点」と位置づけ、“学校＝逃げ込む場所”から“学校＝災害に立ち向かう場所”へと災害対応機能の向上を図ります。

○従前の避難所機能を含め、主に情報拠点として「地域の防災活動拠点」の役割を明確にし、区民が主体となり、区と区民が有機的に連携する活動体制を構築します。

○情報収集伝達戦略の実運営を自助・共助・公助の協働で行い、災害時の情報収集伝達ラインを強化します。

(情報のライン：災対本部－特別出張所－

防災拠点  
(避難所)

－防災市民組織－区民など)

○学校防災拠点を円滑に開設し、運営するために、防災市民組織を中心に、区、学校等が協力して「学校防災拠点運営マニュアル」を作成するとともに、訓練により検証を行います。

### 4.3 防災力強化のための「重要対策」

防災力強化のための「重要対策」について、「区民の命を守る」ための対策（目標 1～12）及び「最低限の生活を守る」ための対策（目標 13～23）に分けて以下に示します。

## I. 「区民の命を守る」ための対策

### 目標1 建築物倒壊による死者数を減らす

対策方針	対策項目
1. 住宅等建築物耐震化の促進	住宅・特定民間建築物の耐震化
	福祉施設の耐震化
	エレベーター、看板等による被害防止
2. 家具類耐震化の促進	家具の転倒・落下防止、ガラスの飛散防止
3. 土砂災害対策の促進	がけ・よう壁等の安全対策
4. 地盤液状化対策の促進	住宅地の液状化対策

#### 1. 住宅等建築物耐震化の促進

○大田区ではこれまで住宅等建築物の耐震化を促進するため、耐震診断や耐震改修への助成を行ってきました。年々助成件数は増えてきていますが、首都直下地震による被害を軽減するには、さらなる耐震化率の向上が望まれます。このため、耐震化に係る区民啓発とともに、建築士団体の協力の下に耐震キャンペーン、相談会の実施などを促進します。また、地域住民、事業者、区の協力体制を図り、住宅の耐震化を進める仕組みについて検討します。

#### 参考

「大田区耐震改修促進計画」（平成 22 年 3 月変更）では、次の通り、建築物の耐震化の目標を定めています。

対象	耐震化現状（耐震化率）	平成 27 年度耐震化目標（%）
一般住宅	平成 21 年度末現在 約 25 万 2 千戸（約 79%）	新たに 1 万戸（合計 90%）
民間特定建築物※	平成 18 年 10 月現在 約 275 棟（約 78%）	新たに約 30 棟（合計 90%）
区公共建築物	平成 21 年度末現在 577 棟（約 91%）	新たに 54 棟（合計 100%）

※民間特定建築物：民間の学校、病院、診療所等耐震改修促進法第 6 条第 1 号に規定する特定建築物

- 分譲マンションの耐震診断及び耐震改修にあたり、所有者の相談やアドバイスをを行い、改善の方向を取りまとめるアドバイザーの派遣等を重点的に進めます。
- 災害時に避難困難になる可能性が高い災害時要援護者が利用する福祉施設の耐震化を促進します。
- エレベーターの地震時における対応は、停止装置の作動や故障により機能が停止した場合、1ビル1台のエレベーターを復旧させることを原則として社団法人日本エレベーター協会と協力して、エレベーター保守管理会社へ要請するとともに区民や事業者に普及・啓発してきました。今後も関係団体・関係機関に閉じ込め事故の抑制、早期救出、迅速な復旧への体制づくりを促します。
- 大地震時に壁面広告物や看板の部材等の落下による被害を防ぐため、屋外広告物法や東京都屋外広告物条例及び道路法に基づき、設置者に対して設置の申請時又は設置後の維持管理に際して指導を行っていきます。

## 2. 家具類耐震化の促進

- 近年の大規模地震では、負傷者の3割以上が家具類の転倒や落下、窓ガラスなどの飛散によるものであり、家具の転倒落下防止器具の普及やガラスの飛散防止対策などの支援を促進します。
- 住宅以外の工場・事務室等においても、自助の取り組みとして、事務機器や什器等の転倒落下防止器具の設置やガラスの飛散防止対策等を促進します。

## 3. 土砂災害対策の促進

- 急傾斜地崩壊危険箇所等の対象にならない小規模ながけ・よう壁等の安全を確保するため実態の把握、周知・啓発、がけなどの改善対策を促進します。

## 4. 地盤液状化対策の促進

- 臨海部及び多摩川付近は地理的に液状化が発生しやすい地域といわれています。地盤液状化に伴う住宅被害を抑制するため、液状化予測図をより区民に周知するとともに、技術的な相談に応じて、液状化対策を促進します。



## 目標2

## 延焼火災による死傷者を減らす

対策方針	対策項目
1. 木造密集市街地の解消	大森中地域、羽田地域、西蒲田地域などにおける防災まちづくり
2. 安全な避難施設の確保	避難所の確保
	避難道路の整備
3. 防災まちづくりの推進	ハード・ソフトが一体となった防災まちづくり
4. 消防・危険物対策の推進	区民の初期消火能力の向上
	消防活動環境の整備
	危険物等による被害防止

### 1. 木造密集市街地の解消

○大森中地域、羽田地域、西蒲田地域は、地域危険度が高く、かつ、特に老朽化した木造建築物が集積するなど、震災時に大きな被害が想定される地域として、東京都「防災都市づくり推進計画」（平成22年1月改訂）の整備地域に指定されています。さらに、大森中地域は、基盤整備型事業等を重点的に展開することで早期の防災性の向上を図る重点整備地域に指定されています。このため、大森中地域では、防災街区整備地区計画による規制誘導、木造建築物の不燃化や連続立体交差事業と駅周辺における延焼遮断帯の整備などを推進します。また、羽田地域においては、建築物の不燃化・共同不燃化・耐震化や公園・広場等の整備により防災性の向上を図り、その他の木造密集地域においても、不燃化への取り組みを推進します。

### 2. 安全な避難施設の確保

- 身近な避難施設を確保し、災害時の人身の安全を図るため、既存の避難施設に加えて民間施設との間で災害時の避難施設利用協定の締結を進めます。
- 避難経路における避難者の安全を図るため、都市計画道路の整備を推進するとともに、避難道路における夜間照明やサイン表示などを整備します。

### 3. 防災まちづくりの推進

- 防災の視点からまちの改善を図ることは、地域が抱える課題の違いはあっても、どの地域でも必要な取り組みであると考えます。このため、自治会・町会、区内で活動するNPOなどとの連携を図り、まちなかの危険性を検証するなど、区民の防災意識の啓発を推進します。
- 災害時には、道路沿道建築物の倒壊等により緊急車両の通行が阻害されることが予想



されます。このため、幹線道路や区道沿道建築物の耐震化を図り緊急輸送道路機能を確保します。

#### 4. 消防・危険物対策の推進

- 区民の初期消火能力を向上するため、防災市民組織等による実践的な防災訓練の実施、消防団と連携した地域防災活動への支援、消防用ポンプやスタンドパイプなど消火資器材の配備拡充などを行います。
- 消防署、消防団の消火能力を向上するため、狭あい道路の解消、防火水槽の整備等を推進します。
- 少量危険物保有施設、高圧ガス保管施設、劇毒物保有施設などの安全対策をはじめ、土壌汚染や環境への影響について東京都及び消防署と連携して対策を講じます。

### 目標3

### 災害時要援護者の安全を確保する

対策方針	対策項目
1. 福祉避難所の運営体制の確立	管理運営体制の確立
	災害時受入れ基準の策定
	訓練等の実施
2. 災害時要援護者への支援体制の確立	支援体制の確立

#### 1. 福祉避難所の運営体制の確立

- 福祉避難所の自家発電設備や飲料水の備蓄の適切な管理、各施設における災害時要援護者の受入れ基準の策定、管理運営マニュアルの策定などを推進し、適切な管理運営体制を確立します。
- 管理運営訓練、避難者の移動・受入れ訓練などを実施し災害時に備えます。

#### 2. 災害時要援護者への支援体制の確立

- 災害時に支援機関や団体等が活用できる名簿づくりを促進するとともに、災害時要援護者の実情を踏まえた支援方法や支援体制の構築、災害時要援護者支援機関や支援団体の活動調整、民間事業者との積極的な連携などを推進し、災害時要援護者の支援体制を確立します。
- 災害時要援護者の保護者相互のネットワークを確立するとともに、自治会・町会、ボランティア団体、要援護者相互など様々な人たちが支える仕組みを構築します。
- 地域における災害時要援護者の安否確認や、安全に避難する支援訓練を実施すること

により、災害時の支援方法について周知をはかるとともに、顔の見える関係づくりを通じて相互理解を深めます。

## 目標4 円滑な情報収集・発信を実現する

対策方針	対策項目
1. 情報連絡体制の強化	区と地域の連絡体制の強化
	区内部の連絡体制の強化
	情報の整理・分析体制の構築
2. 情報連絡手段の確保	区民への情報提供手段の確保
3. 情報システムの代替手段の確保	情報システムの代替手段の確保
4. 情報連絡体制のユニバーサルデザイン化	障がい者への情報提供体制の構築
	外国人（旅行者）への情報提供対策
	外国人（在住者）への情報提供対策

### 1. 情報連絡体制の強化

- 適時・迅速な情報連絡体制を構築するために、区と地域間の情報連絡体制を強化し、情報収集や整理・分析等を的確に行える人材を育成します。
- 発災後、地域の各特別出張所を情報拠点として十分に機能させ、特別出張所職員が現場パトロールを実施できる体制づくりを確保します。
- 区は、自主防災組織との情報収集伝達や訓練等を相互に協力して実施します。
- 区内部の連絡体制は、災害対策本部体制において情報の整理・分析を推進する体制を構築します。

### 2. 情報連絡手段の確保

- 区民に対して適時・的確な情報連絡を行うために、多様な情報提供手段を確保します。このため、防災無線や区ホームページ等のほか、新しいメディアの活用やアマチュア無線局との協働を検討すると同時に、情報を得ることが困難な方への連絡手段についても配慮を行います。
- 上述した情報連絡手段の整備とあわせて、避難所等における紙媒体での情報連絡手段についても、検討します。
- 地域での情報提供を行うため、情報提供場所について自治会・町会や民間事業者との連携を推進します。

### 3. 情報システムの代替手段の確保

- 可能な限り短期間でシステム復旧を実現するために、民間データセンターを活用したシステム運用の分散化やデータのバックアップについて検討を進めます。
- システム運用の分散化やデータバックのアップの活用などの導入には長期の準備期間を要するため、それまでの間の、システムを用いない手作業による代替手段の確保について、検討を進めます。

### 4. 情報連絡体制のユニバーサルデザイン化

- 障がい者や高齢者、外国人などの災害時要援護者にも、災害時に確実に情報提供を行います。
- 障がい者に対しては、災害時要援護者名簿を活用した支援体制づくりを推進します。
- 外国人に対しては、旅行者と在住者に分けて対応を考え、特に旅行者が災害時に必要な情報を入手し理解できるような情報提供手段を検討します。

## 目標5 安全な避難空間を確保する

対策方針	対策項目
1. 避難所等の安全強化	避難所の安全強化
	避難場所の再検討
2. 集合住宅での居住継続の推進	「高層難民」数の軽減
3. 帰宅困難者対策の強化	帰宅困難者対策方針の見直し
	一時収容場所の確保
	帰宅支援方法の充実
4. 被災建築物による二次災害の防止	応急危険度判定の実施

#### 1. 避難所等の安全強化

- 学校避難所の耐震・耐火化を促進するとともに、段差の解消や車いす利用者が使えるトイレの設置等のバリアフリー化を促進し、施設の安全性を強化します。
- 災害時における避難所開設に備えて、地域が主体となり施設の安全点検や防災設備の設置等について、様々な被災状況を想定した避難所運営訓練等を行います。
- 区内の避難場所の多くは、地震時に液状化や津波の危険性が懸念される東京湾や多摩川の沿岸部に指定されています。安全な避難空間を確保するため、指定基準や方法、民間用地の活用等も含めて検討します。

## 2. 集合住宅での居住継続の推進

○高層住宅等の集合住宅は、構造体が丈夫でも、室内の被害やライフライン停止による「高層難民」の発生が懸念されています。こうした「高層難民」が、災害時に避難者にならないで、居住継続がはかれるよう、物資の備蓄等を働きかけます。

## 3. 帰宅困難者対策の強化

○東日本大震災の教訓に基づいて、帰宅困難者対策の方針について見直しを行います。特に、国道や都道沿いの避難所は、多数の帰宅困難者が集まり、混乱する危険性があるため、広域的視点から都と連携した検討を行い、避難住民、児童・生徒の安全の確保の観点から調整を行います。

○事業者等に対して、施設の安全を確保し、施設内にいる社員や顧客等をむやみに帰宅させないよう、啓発を行うとともに、社員の食糧備蓄について進めるよう、働きかけます。

○大規模地震時等には一時収容施設の不足が懸念されることから、公共施設の追加指定や民間事業者との協定締結による施設確保を進めます。

○川崎方面への主要道路については、帰宅支援ステーションの充実化をはかると同時に、安全点検の体制づくり及び被災時の混乱回避策の検討を行います。

## 4. 被災建築物による二次災害の防止

○地震発生時の二次災害を防止するため、居住用民間建築物の被害状況を調査し当面の使用の可否について判定する必要があります。このため、発災後7日以内に、民間ボランティア等による応急危険度判定を実施します。

### 目標6 安全な場所へ誘導・搬送する

対策方針	対策項目
1. 迅速な避難誘導の実施	情報伝達・避難誘導訓練の実施
2. 傷病者の医療機関への搬送	医療機関との連携強化
	患者の搬送手段の確保
3. 再避難対策の促進	再避難時の安全確保
	避難誘導方法の周知

### 1. 迅速な避難誘導の実施

○延焼火災の発生時には、地域における迅速な情報収集、状況判断、避難誘導などが重

要です。このため、防災市民組織等が主体的に地域の避難誘導を実施できるよう情報伝達訓練や避難誘導訓練を通じて支援を行います。

- 工場等が被害を受け、有害物質が流出した場合を想定し、情報収集、警戒区域・避難区域の設定、避難誘導などの初動対応について、検討を進めます。

## 2. 再避難対策の促進

- 既述の避難所や避難場所等が、火災の延焼や液状化や河川の氾濫等によって再避難が余儀なくされる場合が想定されます。このため、再避難が迅速かつ円滑に行えるように、あらかじめ情報伝達方法や避難誘導等を検討します。
- 再避難時の対応方法について、防災研修や防災訓練等を通じて区民に啓発します。

## 3. 傷病者の医療機関への搬送

- 再避難をする場合、傷病者への配慮が特に必要となります。このため、医療救護本部は、診療可能な医療機関情報の収集に努め、自主防災組織等と情報を共有します。
- 避難所や避難場所等から病院等までの搬送経路や搬送手段などについて、陸上輸送や水上輸送など様々な搬送方法について検討・準備を行います。

目標7 迅速な医療救護を実施する	
対策方針	対策項目
1. 医療救護体制の確立	医療救護体制の見直し
	広域的な支援の受入
	医療ボランティアの受入れ
	災害時活動訓練の実施
2. 医療救護環境の整備	通信手段の確保
	災害時医薬品の確保
	医療活動環境の整備

### 1. 医療救護体制の確立

- 東日本大震災の対応を踏まえ、医療救護所の配置や活動内容について、医師会と協力して再検討します。また、医療救護所から後方医療機関への搬送手段の確保方法の検討、医師会との活動協定の具体化、医薬品の供給体制を検討します。
- 災害時には保健師、看護師等の需要が高まることを踏まえ、広域的な支援・受入の体制について検討し確立します。
- 医療ボランティアの受入れ体制を関係機関との協議の上、検討します。
- 区内医療関係機関と各計画やマニュアルを共有し、整合性を計りながら災害時の活動

について習熟を図ります。

- 災害時には道路事情が悪化し、医療関係者が不足すること等を踏まえ、比較的簡易な応急処置であれば区民自ら行うことができるよう、訓練等を通じて支援します。

## 2. 医療救護環境の整備

- 災害時に災害対策本部と救急医療機関の通信手段を確保するため、医師会及び医療機関と連携し取り組みます。
- 災害時における医薬品の確保調達をはかるため、管理・供給体制について検討します。
- 医療機関における自家発電設備や医療用水、食糧の確保などについて医師会及び医療機関と協力して整備を図ります。

## 目標8 緊急車両の通行を可能にする

対策方針	対策項目
1. 橋梁等の耐震化の促進	橋梁・跨線橋の耐震化促進
2. 沿道建築物の耐震化の促進	緊急輸送道路及び沿道耐震化道路沿いの建築物の耐震化
3. 液状化による通行障害の防止	下水道施設の液状化対策

### 1. 橋梁等の耐震化の促進

- 災害時の人身事故を防止し、交通機能を確保するため、区道に架かる橋梁について計画的に耐震化を図ります。また、跨線橋の耐震化にを鉄道事業者と協力して進めます。

### 2. 沿道建築物の耐震化の促進

- 災害時には、道路沿道建築物の被害により緊急車両等の通行が困難になることがあります。このため、緊急輸送道路及び沿道耐震化道路沿いの建築物の耐震化を進めます。

### 3. 液状化による通行障害の防止

- 大地震時における緊急車両等の通行を確保するため、下水道施設の液状化対策を促進するよう東京都と協力して実施します。

**目標9****円滑な災害時輸送を可能にする**

対策方針	対策項目
1. 地域の多様な資源を活用した災害時輸送ルート の確保	水上輸送ルートの確保
	救援物資配送システムの構築

**1. 地域の多様な資源を活用した物資輸送ルートの確保**

- 建物の倒壊や延焼火災等により緊急輸送道路の確保が十分でない場合においても確実に物資や要員、傷病者等の輸送ルートを確保するため、大田区の資源である河川や運河を活用した水上輸送ルートを確保するとともに、防災船着場の整備・活用や水運事業者との協定等による水上輸送ネットワークの構築を検討します。

**目標10****津波による死傷者をなくす**

対策方針	対策項目
1. 津波からの避難態勢の見直し・強化	津波危険への再認識
	津波からの避難方法の確立
	防御体制の整備
	避難ビルの確保

**1. 津波からの避難の態勢の見直し・強化**

- 津波からの避難態勢を見直し強化するため、ハザードマップを作成するなど津波の危険性を再認識する取り組みを行います。
- 国からの指針に基づき、自助・共助・公助の連携による津波避難の方法を確立します。
- 水門の緊急閉鎖の体制など、防御体制の整備を進めます。
- 平野部及び臨海部において、津波・洪水に対する一時的な避難場所として、小・中学校等、一定規模以上の公共施設の活用が図られるよう、避難者を受け入れる際の対応方針について検討し、体制を整備します。
- 中高層階の鉄筋コンクリート造などの堅牢な建築物を避難ビルとして区民が活用できるよう、既存建築物の所有者との協定締結や開発指導の協議時など、機会を捉えて建築物の所有者等に対して協力を要請します。



## 目標11 放射能からの被害を軽減する

対策方針	対策項目
1. 放射能災害対策の見直し・強化	放射能対策の構築
	区民の放射能災害についての知識強化

### 1. 放射能災害対策の見直し・対策強化

- 現在の地域防災計画では、原子力発電所の事故等による放射性物質の拡散等への対策が決められていないため、新たに放射能対策について検討を行い、計画を見直します。
- 区民に対し、正しい放射能災害についての知識の提供を行います。

## 目標12 災害対応に必要なエネルギーを確保する

対策方針	対策項目
1. エネルギー対策の強化	非常用電源の確保
	燃料の確保

### 1. エネルギー対策の強化

- 大規模地震時等の災害時には電気・ガス等の供給停止により災害対応に必要なエネルギーの確保が困難になる恐れがあります。このため、各家庭、地域、公共施設においては、普段から既存のエネルギー供給システムのほかに、太陽光や風力等を活用した電力供給、非常用電源の設置や燃料の確保等を計画的に進めます。
- 東日本大震災では、緊急車両用の燃料が不足したことから、緊急車両に対する燃料の優先供給に関する協定を締結します。



## II. 「最低限の生活を守る」ための対策

### 目標13 道路ネットワークを確保する

対策方針	対策項目
1. 道路ネットワークの確保	緊急輸送道路ネットワークの確保
	被災時の応急・復旧対応の向上

#### 1. 道路ネットワークの確保

- 避難所等の公共施設相互を連絡する障害物除去路線を連絡する道路ネットワークを確保するとともに沿道建築物の耐震化を推進することにより、緊急輸送道路ネットワークの強化を行っていきます。
- 被災した区道・橋梁などの応急・復旧対策を迅速に行うため、あらかじめ対応方針などについて検討します。

### 目標14 ライフラインの機能を維持・回復する

対策方針	対策項目
1. ライフライン機能の維持・回復	施設の耐震化
	家庭・地域における備蓄や調達の推進

#### 1. ライフライン機能の維持・回復

- 電気、ガス、通信、上下水道施設の液状化対策及び耐震化や機能維持を進めるよう各事業者へ要請します。
- 災害時に、避難所における下水道直結式仮設トイレの利用を確保するため、避難所周辺の下水道施設について、優先的に液状化対策等の耐震対策を講じるよう東京都と協力して実施します。
- 関係各企業へ電柱の耐震管理を要請するとともに、駅前や商店街等の電線地中化について検討します。
- 災害時におけるライフラインの機能障害のため、家庭・地域における供給処理機能が停止することが予想されます。このため、家庭・地域における備蓄や調達を推進するとともに生活用水として井戸の活用などの意識啓発を図ります。

**目標15****学校避難所を円滑に管理運営する**

対策方針	対策項目
1. 児童・生徒の安全確保	児童・生徒の安全確保
	防災訓練の実施
	保護者への情報連絡
2. 学校避難所の管理運営	避難所の管理運営に関する区民への周知と意識啓発
	訓練による災害時対応の習熟
	児童・生徒のボランティア活動
3. 学校防災拠点の設置	学校防災拠点を設置し役割・活動体制を構築する
	情報収集伝達ラインの強化

**1. 児童・生徒の安全確保**

- 平日、昼間の発災を踏まえて、児童・生徒の安全確保の観点から、学校危機管理マニュアルと避難所開設運営マニュアルの調整を図ります。
- 児童・生徒、保護者、自治会・町会などを含めた防災訓練を実施し、災害時の対応を構築します。
- 災害時における保護者への情報連絡、児童・生徒の安全情報の提供方法等について、大田区安全・安心メール、学校緊急メールの活用、フェイスブックやツイッターの活用などを検討します。

**2. 学校避難所の管理運営**

- 区は、平常時から区民等に対して大規模地震時の被害状況や避難者の発生状況、学校避難所の管理運営の必要性などを周知し区民意識の啓発に努めます。
- 災害時における学校避難所の管理運営に備えて、避難所開設運営マニュアルに基づく訓練を実施し、災害時の対応について習熟するとともに、マニュアルの検証と改善を図ります。
- 学校長は、児童・生徒が災害時の応急復旧支援活動に参加することの教育的効果を踏まえ、保護者の理解を得ながら、児童・生徒がボランティア活動に進んで参加できるよう努めます。

**3. 学校防災拠点の設置**

- 区は、区立学校を「防災活動拠点」と位置づけ、学校避難所機能を含め、地域の防災

活動拠点の役割を明確にし、活動体制を構築するよう積極的に取り組みます。

- 区行政と地域との情報収集伝達拠点として整備を図り、災害時の情報収集伝達ラインを強化します。
- 学校防災拠点を円滑に運営するため防災市民組織、区、学校などが協力して運営マニュアルを作成するとともに、訓練により検証を図ります。

## 目標16 地域コミュニティに配慮した応急住宅を確保する

対策方針	対策項目
1. 応急住宅確保の事前準備	応急住宅の確保
	地域コミュニティの確保

### 1. 応急住宅確保の事前準備

- 災害時における応急住宅の需要量及び応急仮設住宅や一時提供住宅などの供給量を踏まえ調達方法を検討します。
- 民間住宅を含む応急住宅の確保方策を検討します。
- 被災者の心のケアや生活再建、まちの復旧・復興を図っていくうえで、地域コミュニティに支えられることが極めて重要です。このため、応急仮設住宅等における地域コミュニティの確保方策を検討します。

## 目標17 広報・広聴を充実する

対策方針	対策項目
1. 区民への広報・広聴手段の充実	区民への広報・広聴手段の充実

### 1. 区民への広報・広聴手段の充実

- 災害時に情報が不足すると人々は不安になり、たとえば、物資の買いだめやデマの信用等の不安解消行動をとることがあります。最悪の場合には、「獲得パニック」による人的被害にまで発展することもあるため、信頼できる情報源からの適時・的確な情報提供が重要となることから、区民への広報・広聴活動を積極的に行います。
- 既存の広報手段である掲示板等のほか、電子広告板等の新しいメディアの活用やアマチュア無線局との協働を検討すると同時に、情報を得ることが困難な方への連絡手段に対する配慮も行います。

- 災害時要援護者に対して情報を確実に届けるため、区内のボランティア等から災害時要援護者の特性に応じた人材を発掘し、災害時のパートナーとして活躍できるよう養成します。

## 目標18 物資備蓄の推進と供給体制を構築する

対策方針	対策項目
1. 物資備蓄・供給の促進	家庭や事業者等における自助努力の強化
	円滑な物資供給と搬送の仕組みの構築

### 1. 物資備蓄・供給の推進

- 区民や事業者等が、災害時に備えて自ら最低3日分の物資備蓄を行うよう必要性を啓発します。また、高層住宅の場合には、エレベーターの復旧等を考慮して7日分の物資備蓄を奨励します。
- 発災後の避難生活に必要な簡易トイレ、水、食料、毛布などを迅速に供給するため、関係事業者との協定を推進し搬送・受入れ体制等を構築します。

## 目標19 防災コミュニティづくりで地域のつながりを強化する

対策方針	対策項目
1. 関係づくり・担い手づくりの促進	防災コミュニティの充実
	防災担い手の育成
2. 消防団の環境整備	消防団活動の向上
3. 実践的な防災訓練の推進	実践的な防災訓練の普及
	区職員の防災意識の向上
4. 災害ボランティアセンターの運営	ボランティア調整センターを中心とした災害ボランティアセンターの運営
	ボランティア活動の地域還元促進

### 1. 関係づくり・担い手づくりの促進

- 大規模災害時は公共機関の対応にも限界が生じることから、自助・共助による被害抑止、避難・救援等の応急対応を行うことを基本とします。
- 災害時の共助には様々な住民組織の活動が考えられます。最も一般的な組織は地域の自治会・町会（自主防災組織）といえます。しかし、近年の少子高齢化、核家族化等

を受けて、住民組織における担い手不足は深刻です。そこで、自主防災組織等の活動において、子どもを通じた防災イベント、中高生への救急救命講習、自主防災組織と事業者との協定締結促進など、女性、子ども、青少年、元気な高齢者、事業者、関係団体などが参加しやすい環境整備を行います。

- ターミナル駅周辺の滞留者対策協議会や高層住宅団地等の新しい防災コミュニティづくりの支援も積極的に行います。

## 2. 消防団の環境整備

- 消防団は地域の消防・防災リーダーであり、災害発生時に地域で最も頼りになる存在の一つです。しかし、消防団も自治会・町会と同様、担い手不足が深刻な状況です。そこで、消防団が発災時に最大限の力を発揮できるよう、消防団の拠点施設の整備等を行い、区民への認知度を高め、消防活動の活性化を支援します。

## 3. 実践的な防災訓練の推進

- 地域での防災訓練は、自主防災組織等のご尽力によって毎年継続して開催されています。しかし、参加者が少なく、内容もマンネリ化しているとの指摘もあります。特に災害の場合、その場の状況判断が重要となります。そこで、区や防災関係機関は自主防災組織等が地域での防災訓練を企画する場合、防災専門家の派遣、参考事例の紹介等の支援を行います。また、防災訓練の実施を希望する新しい主体への支援も検討します。これまでにない企画づくりを支援し、区民の想像力の醸成、実働能力の練磨を図ります。
- 区は東日本大震災の被災自治体である東松島市等に職員を派遣するなど、被災地支援活動に取り組んできました。特に災害時相互応援協定の締結に至った東松島市から防災語り部を派遣してもらうなど、そのつながりを活かした防災訓練・防災教育を実施します。
- 区職員向けにも、このような防災訓練・防災教育を実施し、防災意識の向上、防災対応力のレベルアップを図ります。

## 4. 災害ボランティアセンターの運営

- 区は、被災地支援ボランティア調整センター登録ボランティアに対して、区の防災対策に関する学びの場を定期的に提供することにより、従事者間のつながりを維持し、区内被災時に際して災害ボランティアセンターを担うための知識を習得できるよう支援します。
- 平常時から蓄積した経験と知識を学校や地域の防災教育に活用するなど地域還元を推進し、人材の育成等を図ります。発災時は、経験と知識を活かし、災害ボランティアセンターの従事者として、コーディネートの中核を担います。

**目標20****区民の防災教育を強化する**

対策方針	対策項目
1. 区民防災教育の強化	地域特性と被害状況の把握
	予防、応急・復旧、復興に係る防災対策の習得
	防災知識の地域還元
	児童・生徒の防災教育の充実

**1. 区民防災教育の強化**

- 災害時に適切な防災行動を行うためには、区内各地域の特性を把握し、大規模地震時や豪雨時等の防災情報や災害危険について正確な情報を得ることが重要です。このため、区は国、東京都と協力して既存の防災情報を提供するとともに、住民が自ら地域の防災情報や災害危険について把握し、共有できるよう支援します。
- 区は、家庭や事業所、地域における安全性を向上するために、普段から心がける予防対策をはじめ、発災時の応急・復旧対策、また、復興に係る防災対策等を習得できるよう、自治会・町会や商店会等を通じて支援します。
- 一定の防災知識やボランティア等の経験を有する区民が、自ら有する防災知識を積極的に地域へ還元し共有することが重要です。このため、区では防災知識の還元方法について仕組みを検討します。
- 区立の小中学校では、将来の区防災の担い手育成のため、区やNPO等と協力して、児童・生徒に対し質の高い防災教育を実施します。

**目標21****地域の企業との関係を構築する**

対策方針	対策項目
1. 企業の防災対策の推進	中小企業の防災対策支援体制の構築
	臨海部企業との連携の促進
	協定締結事業者の実効性の確保
2. 事業者・地域間の関係づくりの促進	事業者・地域間の交流機会の創出
	事業者の技術力などの防災対策への活用
	事業者の社屋などの防災対策への活用

**1. 企業の防災対策の推進**

- 企業にとっては、災害対策と同時に、本業の事業継続も重要です。業務継続管理は、大企業ではかなり浸透しつつありますが、中小企業にはまだ十分に浸透していません。

区は、こうした中小企業を対象に、業務継続計画の策定啓発、防災訓練の企画支援等を行います。

- 臨海部企業群の、企業連合組織に防災市民組織に準ずる役割を担っていただき、平時は防災訓練を企画・運営し、災害時には道路啓開やがれき処理等の各種応急活動を担えるよう活動環境を整えます。
- 区は、事業者と防災対策に関する協定を締結していますが、東日本大震災の教訓によってマンパワーや資器材、情報の確保等、その実施上の課題が明らかになっています。このため、既存協定の実効性を検証し、必要な見直しを行ったうえで今後の効果的な災害救援体制を築きます。
- 協定締結事業者との連携を深めるため、平時から区や地域が主催する防災訓練への参加を促進します。

## 2. 事業者・地域間の関係づくりの促進

- 地域では、自主防災組織や消防団等において担い手不足等の問題を抱えており、事業者においては、防災への取り組みが十分に進んでいるとはいえません。そこで区は、地域と事業者が円滑に連携できるよう、参加メリットの共有、協定の締結、広報協力などの環境づくりを積極的に支援します。また、防災シンポジウム、防災イベント等を通じて、両者の交流の機会を創出します。
- 区は、中小企業による産業集積が進んできたことから、それら事業者の技術力を活かした防災資機材や防災システム等の開発を支援します。

### 目標22 大量の災害廃棄物を円滑に処理する

対策方針	対策項目
1. 災害廃棄物の円滑な処理の促進	災害廃棄物の処理方針の検討
2. 流出した危険物への的確な対応	流出した危険物への対応方針の検討

#### 1. 災害廃棄物の円滑な処理の促進

- ごみ・がれきの発生量を想定するとともに、道路の被害を考慮した収集・運搬計画を国や都の動向を注視しながら検討し作成します。
- 東京都及び清掃工場を所管する東京 23 区清掃一部事務組合等と緊密に連携し、応援計画を含めたごみ・がれき処理方針を検討します。
- ごみ・がれき処理の際は環境への配慮に努めます。また、処理を円滑に実施するため、国、都、他自治体及び事業者と連携して、適切な一時保管、仮置き場等の必要な措置を検討します。

## 2. 流出した危険物への的確な対応を行う

- 工場等から危険物が流出した場合であっても、地域の環境を脅かすことのないよう、土壌汚染や環境への影響について東京都及び消防署と連携して対応を検討します。

### 目標23 人権に配慮した防災対策を推進する

対策方針	対策項目
1. 人権に配慮した防災対策の推進	関係主体者の参加機会の促進
	あらゆる主体者の協力関係の構築

#### 1. 人権に配慮した防災対策を推進する

- 災害時のニーズは、男女間や災害時要援護者それぞれが持つ特性等によって異なることを踏まえ、困っている人たちが相談できる仕組みづくりを整えます。
- 防災対策の検討、訓練等の実施に際しては、そこに係わるあらゆる主体者の参加を促進し、発言機会を確保します。
- 平時から、多様な主体者が、ともに防災対策に携わることで、相互理解を深め、人権を認め合い、尊重し合うことで、災害時にあっても、お互いが支え合い、支援し合える体制づくりを進めます。



---

# 資 料

---

※別途、電子媒体にて添付する

- 資料 1. 大田区総合防災力強化検討委員会について
  - 1. 1 設置要綱
  - 1. 2 委員会概要
  - 1. 3 委員会名簿
  - 1. 4 検討委員会 会議議事録
- 資料 2. 作業部会について
  - 2. 1 開催概要
  - 2. 2 委員名簿
- 資料 3. 課題整理表
- 資料 4. 大田区総合防災力強化を実現するために大事なこと
- 資料 5. 対策計画一覧
- 資料 6. 東日本大震災における大田区の主な災害対応